

# 農山漁村地域活性化に向けた教育旅行事前学習プログラム制作業務委託 仕様書

## 1 業務名

農山漁村地域活性化に向けた教育旅行事前学習プログラム制作業務委託

## 2 目的

近年の農山漁村地域では、人口減少や高齢化に伴う担い手不足などの課題に直面しています。

そのため、各農泊推進協議会や自然体験事業者等（以下、「各事業者」という。）においては、農山漁村地域の活性化や未来の担い手育成に向け、子どもたちを対象とした農林漁業体験や自然体験等の各種プログラムを提供するなど積極的な取組を進めています。

また、コロナ禍以降、近隣で教育旅行を実施する学校が増加するなど、新たに農山漁村地域に子どもたちを受け入れる機会が生まれています。

しかし、各事業者においては、体験プログラムを通して農山漁村地域の課題やその背景にある事象などを子どもたちに伝えきれていない（観光の観点からの意識が強く、農山漁村の振興、農林水産業への波及効果が少ない）という課題を抱えています。また、学校現場においては、旅行へ行く前の事前学習を併せて実施するなど、より探究的な学習の場を求める傾向があります。

そこで、各事業者において、事前学習プログラムを制作し、子どもたちが農山漁村地域を訪れる前から、自ら地域が抱える課題等について考える機会を提供し、体験プログラムと併せて学習することで、未来の担い手育成や交流人口の拡大等につなげることを目指します。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和5年3月22日（水）まで

## 4 業務内容

### (1) 事前学習プログラムの制作

○事前学習プログラムは、各事業者毎に1件、計3件制作する。各事業者は、受注者と発注者で後日決定する。

○事前学習プログラムの企画、構成内容等含め一式の業務を行うこと。

○各事業者と綿密な打合せを行い、農山漁村地域の課題等についてよく理解したうえで制作すること。

○事前学習プログラムは、子どもたちが農山漁村地域の課題等を自分事として考えられる内容とし、事前学習をした後に体験プログラムを行うことにより、農山漁村地域への理解を深めることが可能な内容とする。

○事前学習プログラムを通して、子どもたちに学び伝えたいテーマは、以下を想定している。

- ・農山漁村の特性を生かした地域資源活用ビジネスの推進や、魅力の発信による交流人口・関係人口の創出拡大。
- ・自然環境の維持や人々の暮らしと歴史に育まれた豊かな伝統文化などの保存・継承。
- ・米や野菜などの食料生産の場として重要な役割を担う農山地域における生産活動の継続による公益的機能（治水、景観形成など）の維持。

- 場合によっては、オンラインシステムの活用も検討し、必要に応じてプログラムに盛り込むこと（オンラインを活用した各事業者への質疑応答、発表会など）。
- 対象とする子どもたちについては、小学生（高学年）から中学生とする。

## （２）事前学習プログラムを学ぶためのツール（ワークブック、動画）の作成

- （１）で制作した事前学習プログラムを子どもたちが学ぶ際のツールを作成する。
- 作成するツールは、各事前学習プログラムにつきワークブック（一種類）と動画（一本）を想定している。
- 作成に際して必要となる企画立案、デザイン、写真等の撮影、原案作成、レイアウト、編集、校正等の全ての作業を実施すること。
- 写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料は、受注者において入手することとする。
- 発注者の指示に基づき校正作業を実施すること。

ワークブックについては、以下のとおり。

- ・ A 4、中綴じ、8 ページ（表紙含む）程度を想定している。印刷する部数は、各事前学習プログラム毎に 1,000 部とする。
- ・ 作成にあたり、～ に注意すること。なお、不具合が生じた際は、受注者の責で修正及び再度納品を行うこと。

言語は日本語とする。

印刷は全ページカラー印刷（4色以上）とする。

紙質等詳細については、協議のうえ決定する。

「ノド」部分（ページを開いた際の中心線の繋がり部分）の不要な空きやずれに注意すること。

校正完了時と出来上がり時のものが異なるようにすること。

原稿データは、業務委託終了後に、各事業者が必要に応じて更新を行うことが可能なものとし、継続的に活用できるものとする。また、ホームページに掲載し、各学校でダウンロードや印刷が可能なものを作成し、納品すること。

動画については、以下のとおり。

- ・ 時間は、概ね 20 分程度を想定している。
- ・ 動画におけるフレームサイズやフレームレート、アスペクト比等の詳細については、協議のうえ決定する。
- ・ 動画のデータは、業務委託終了後に、各事業者が必要に応じて再編集等を行うことが可能なものとし、継続的に活用できるものとする。また、ホームページに掲載が可能なものを作成し、納品すること。

## （３）事前学習プログラム、ツールに係るブラッシュアップのための意見交換会の開催

- （１）（２）で作成する事前学習プログラム、ツールのブラッシュアップを目的とした意見交換会の企画、会場の設営、関係者との調整および会の運営管理を行う。
- 意見交換会は、少なくとも教育旅行に関する知見をもった方 1 名以上、農山漁村地域に精通した方 1 名以上を交えたうえで行うものとし、必要となる経費（報償費、会場費等）は全て受注者の負担とする。
- 意見交換会は、各事前学習プログラム毎に、完成までに少なくとも 2 回以上行うこととする。（プログラムおよびツールの原案作成 意見交換会 意見交換会 完成）

#### (4) 営業活動の実施

○県内や近隣の旅行会社や小中学校等に対し、当該業務委託で事前学習プログラムを制作した各事業者の体験プログラムを活用して、教育旅行等の造成や誘致につながるよう、訪問等による営業活動を複数回行うこと。

### 5 納品する成果品および期限等

#### (1) 成果品

##### ワークブック

・各事前学習プログラム毎に、1,000部ずつ(計3,000部)

##### ワークブックの版下(印刷原稿)を収めた電磁的記録媒体(CD-ROM等)

・各事前学習プログラム毎に、2枚ずつ(計6枚)

印刷用データ(PDFファイル及びaiファイル。改訂時にも使用できる編集可能なファイル形式を含む。)及びウェブ掲載用データ(PDFファイルの圧縮版)を収めること。

##### 動画のデータを収めた電磁的記録媒体(DVD-ROM)

・各事前学習プログラム毎に、3枚ずつ(計9枚)

・動画は「mp4」「avi」「wmv」「mov」のいずれかのファイル形式にてDVDに保存して提出すること。

・何らかの理由により上記により指定した以外のファイル形式で提出する場合は、県と協議の上で提出すること。

#### (2) 納入期日

委託業務完了日から起算して10日を経過した日又は令和5年3月22日(水)のいずれか早い日までに提出し、完了検査を受けることとする。

#### (3) 納入場所

〒514-8570 津市広明町13番地  
三重県農林水産部農山漁村づくり課

### 6 業務完了後の提出書類

業務完了後は、本業務の実施内容、成果、その他必要と考えられる事項を記載した業務実施報告書を作成のうえ、遅滞なく発注者に提出すること。

### 7 業務実施の条件

(1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施するものとする。

(2) 契約締結後1週間以内に全体の業務計画書を提出すること。また、委託期間内においては必要に応じてその都度三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。

(3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。

- ( 4 ) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。
- ( 5 ) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じること。
- ( 6 ) 新型コロナウイルス感染症の影響等の社会情勢により、予定していた業務の履行が困難である場合は、発注者と協議のうえ、変更契約を行うものとする。